

「IAJapan 測定のトレーサビリティに関する方針（URP23）」の改正要旨

平成 25 年 5 月 2 日

IAJapan 技術管理グループ

1. 改正理由

ASNITE試験事業者（環境等）測定のトレーサビリティに関する方針（ENRP23）を統合すると共に、ILAC P10:01/2013に対応するための改正を行う。

2. 主な改正内容

- ◆全てのASNITE試験事業者を適用範囲に含める。【2項】
- ◆標準仕様書（TS 0032（VIM3））、ISO 11843-1、APLAC TC012、ASNITE試験事業者IT認定の一般要求事項を追加し、計量法に基づく登録事業者の登録等に係る規程を削除すると共に、ILAC P10を改正版に変更する。【3項】
- ◆用語「標準物質」及び「認証標準物質」の定義について、ISO Guide 34を基本に個別に定義すると共に、用語「検量線作成」について定義する。【4項】
- ◆計量計測トレーサビリティの証明となる記録に、4項(6)なお書きで定める標準物質認証書を追加する。【6.3項】
- ◆校正事業者において、6.3.1項で示す証明書が入手できない場合の計量計測トレーサビリティの証明について規定を追加する。【7.1項】
- ◆試験事業者が、6.5項(1)の試薬又は(2)の標準物質を用いて検量線作成用標準液等を調製する場合の検証の記録に必要な事項を定める。【7.2項】
- ◆JNLAのJIS製品試験において、標準液の調製方法がJISに明確に定められている場合の注記を追加する。【7.2項注記3】
- ◆EURACHEMが発行する「Traceability in Chemical Measurement（EURACHEM/CITAC Guide 2003）」の情報について追加する。【8項】

3. 施行期日

平成 25 年 5 月 20 日付け施行を予定。

以 上